

不動産受験新報 2018 年秋号
法改正・正誤のお知らせ

2018 年 10 月 16 日
株式会社住宅新報出版
TEL. 03-6388-0052

【正誤】

2018 年秋号におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
p 28 得点のカギ 下から 9 行目～	●建物登記による借地権の対抗力 <u>民法</u> 土地の賃貸借契約を締結した場合、 借地権者が建物登記をすれば、土地が 売却されても、第三者に借地権を対抗 できる。	●登記による対抗力 <u>民法</u> 土地の賃貸借契約を締結した場合、 賃 借権の登記があれば 、土地が売却されて も、 第三者に対抗 できる。
p 60 5 土地取引・利 用の動向	(平成 29 年版土地白書)	(平成 30 年版土地白書)